

米国のブラジル産非ゴム製履物に対する最恵国待遇拒否

(DS18/R、1992年6月19日採択)

【事実の概要】

1974年、アメリカは1930年関税法303条に基づき、ブラジル産非ゴム製履物に相殺関税を賦課した。同法は損害の認定を相殺関税賦課の要件としておらず、損害認定をしない上記の措置はGATT6条6項(a)に反するものであったが、暫定適用協定の祖父条項により許されるものであった。

1980年1月1日、1979年補助金コードがアメリカについて発効した。同コードでは祖父条項は認められていないので、コード加盟国との関係では損害認定を要件とすべく、1979年通商協定法が制定され、コード発効と同時に施行された。そして、同法104条(b)において、従前の損害認定なしの相殺関税賦課決定に基づく措置について、他のコード加盟国は3年以内に損害審査を求めることができ、現実の損害なしと判断されると審査申請後に徴収された関税は払い戻す旨規定された。

1981年10月23日、ブラジル(コード加盟国)は上記条項に基づいて損害審査申請を行った。これを受けて、同月28日、USITCは商務省にこの申請を伝達した。ただし、法104条(b)(3)によれば、商務省はUSITCからの通告を受けると同時に対象産品についての相殺関税の清算を停止することとされているが、すでに1980年1月4日にこの清算は停止されていたので、この時点ではこの点について特段の措置はとられなかった。

1983年5月24日、USITCは損害なしとの認定をし、商務省は同年6月21日、81年10月29日(損害審査申請を商務省が受理した日)以降の輸入については相殺関税を撤廃し、事前供託金の払い戻しを決定した。

なお、その後、1980年1月1日から81年10月28日までの輸入分に対する相殺関税額が最終的に決定され、供託額との差額計8000万ドルの追徴が決定されたことに対し、1988年6月にブラジルは提訴し、1989年10月にパネル報告が提出された(SCM/94)。その要旨は次の通りである。

アメリカは従前からの相殺関税賦課決定のコード発効後の実施にあたっては、コードに妥当は考慮を払う必要があるが、コード発効と同時に損害審査申請を可能とする手続を設けていることで足りる。損害審査は関税を撤廃しても損害は生じないかという将来に向か

っての審査で足り、従前の損害の有無の審査である必要はないので、損害なしとの決定の効果が審査申請以前にまで遡及しなくてもよい。1980年1月以降も相殺関税賦課決定は失効していないので、コード5条は適用されず、したがって、5条6項の追徴禁止なども適用されない。

以上の通り、ブラジル敗訴の報告であったため、ブラジルはパネル報告に重大な誤りがあるとして採択をブロックしている。この事件については、報告書II(1992)119頁以下参照。

ところで、アメリカは、上記のブラジルからの損害審査申請に基づく調査手続と並行して、インド及びスペインからの同趣旨の申請に基づく調査も行い、USITCは、いずれについても損害なしとの認定を行い、申請日以降の相殺関税が撤廃された(104条(b)に基づく申請は計38件)(para. 2. 17)。

他方、その後、80年代において、アメリカのGSPプログラム適用の結果としての損害審査、その結果としての相殺関税の撤廃が行われた。すなわち、同プログラムにより、相殺関税を賦課されていたインド産ファスナーやトリニダード・トバコ産鋼鉄製ワイヤー・ロッドが非関税商品とされたことにより、それらについては課税品を対象とする1930年関税法303条の適用がなくなり、非課税品を対象とする1974年通商法331条が適用されることとなった。そして、同法には祖父条項が適用されないため、損害認定が必要となったことに伴って、アメリカはこれらについて自動的に損害審査をし、既存の相殺関税を撤廃していったのである。

さらに、1986年のメキシコのGATT加盟に伴い、GATT6条の義務がアメリカに発生したことを理由に損害要件なしに相殺関税を賦課していたメキシコ産産業用石灰及び自動車用ガラスについて損害調査を行い、損害なしの認定を受けて、それらに対する既存の相殺関税を撤廃したが、これも自動的に審査を開始し、撤廃の効力は損害要件の義務発生日に遡及するものであった。

1990年8月7日、ブラジルはGATT23条1項の協議を申し入れ、同年10月30日に協議が行われたが不調。

1991年2月28日、ブラジルはGATT23条2項手続に移行し、パネルの設置を要請。

同年4月24日、理事会はパネル設置を決定(20日後、標準的な付託事項文言に確定)。

チリ、コロンビア及びインドがパネル手続参加の権利を留保。

同年6月3日、パネルの構成決定。

同年9月17、18日、10月29日に弁論手続を行い、同年12月13日にパネル報告を提出。

争点は次の通りである。

(1) 付託事項の範囲

ブラジルは、GATT23条1項の協議においても、また、パネル設置要請においても論じていなかったGATT10条の問題及び23条1項(b)・(c)のGATT非抵触の無効化・侵害(NNI)の問題をパネル手続における第1回の提出書面において論じた。

これについて、アメリカ側は、付託事項の範囲外であり、アメリカとしてはその点についての反論はしていないので、付託事項の範囲内か否かの判断をまずすべきであると主張した(para. 3. 3)。これに対し、ブラジルは、主たる争点はGATT1条1項の最恵国待遇原則であるが、同原則はGATT全体に広がりをも有し、GATT10条及びNNIは付託事項の範囲内であると主張した(para. 3. 2)。

(2) 最恵国待遇原則

差別的扱い(paras. 4. 3-4. 8)

ブラジルは、アメリカが損害なしとの決定の効力をGATT6条の義務がアメリカに発生した日(1980年1月1日)ではなく、ブラジルの損害審査申請受理の日(1981年10月29日)にまでしか遡及させていないのに、他の締約国に対してはより有利な扱いをしている点でGATT1条1項に違反すると主張した。すなわち、アメリカは、上記インド産ファスナー、トリニダード・トバコ産鋼鉄製ワイヤー・ロッド、メキシコ産産業用石灰及び自動車用ガラスの場合には、損害なしとの決定の効力を、損害審査申請の時点と関わりなく、アメリカがGATT6条の義務を負うに至った時点にまで遡及させて適用するといふ有利な扱いをしている(para. 4. 4)。「ベルギーの家族手当基金法による課徴金」パネル報告(BISD, 1S/59)(報告書II I(1993)1頁参照)において、ベルギーの内国法の適用がGATT1条1項のみならずGATTの基本理念に抵触するとされたように、本件でのアメリカの手続の差別的適用もGATTに違反する。

同種の産品(paras. 4. 9-4. 16)

これに対して、アメリカは、ブラジルの産品と比較の対象とされている産品とは、GATT1条1項の適用の前提条件としての「同種の産品」ではないと主張した。「スペインの生コ

「一ヒ一豆に対する差別的関税」パネル報告(BISD 28S/102)(報告書III(1993)62頁)から分かるように、GATT上、商品の分類の仕方については特定の義務はなく、異なる商品に異なる扱いを与えることは問題ないはずである。ブラジルが引用している「ベルギーの家族手当基金法による課徴金」パネル報告の事件も、ある国からのあらゆる商品について課徴金を免除していながら、他の国からのあらゆる商品については課徴金をかけていたという事例であり、同種の商品の間の差別的扱いの事件であるのに対し、本件は同種の商品の問題ではないので、本件の先例となる事件ではない。ブラジルは、アメリカが同種の商品である非ゴム製履物について、インド及びスペイン産に対する相殺関税撤廃については同じ扱いをしたことには言及していないが、この場合にこそ最恵国待遇原則が問題となり、アメリカの措置はこれに合致するものであるというべきである。なお、1979年通商協定法104条の手続は38件行われ、いずれもブラジルと同じ扱いである。

アメリカの相殺関税法の発展(paras. 4. 17-4. 27)

アメリカはさらに、ブラジルが比較しているインド、トリニダード・トバコ及びメキシコのケースは、いずれも1980年1月1日以降に1974年通商法331条(これによると非課税品となった時点で遡って損害要件が必要とされている)に基づいて賦課されたものであり、1979年通商協定法104条とは無関係であって、ブラジルのケースとは事実関係が全く異なる、と主張した。

これに対して、ブラジルは、本件で比較しているケースは、いずれも従前は損害要件の主張ができないまま相殺関税が賦課された商品について、損害要件の主張ができるようになった場合の移行措置の問題という点では同じ問題であると主張した。GATT1条1項の同種の商品の要件は、本件のような場合には広く解すべきであり、アメリカのような解釈は先例に沿うものではない。一つの法律が適用される限り、商品の間に差別がなくとも、法律制度全体として差別があれば許されないというべきである。ブラジル産の履物とインド産・スペイン産の履物との間で差別がなされなかったのは、同種の商品であるからではなく、同じ法律が適用されたからに過ぎない。

課税品と非課税品(paras. 4. 28-4. 35)

ブラジルは、差別は、履物とそれ以外の商品にあるのではなく、課税品と非課税品との間にあるのだと主張した。仮に課税品と非課税品とが永久不変の区別であればそのような区別は適法であろうが、実際には永久不変ではなく、GSP、カリブ海政策(CBI)、自由貿易協定などアメリカの政策の変化によってその間を行き来することになる。一定の要件を具

備すれば、関税については区別することは認められているが、しかし、相殺関税賦課についての損害要件について差別することは認められていないはずである(para. 4. 29)。

これに対して、アメリカは、アメリカのインド、メキシコ、トリニダード・トバコなどに対する優遇政策はGATT上是認されたものであり、GATT1条1項に反するものではないと反論した。

ブラジルの損害審査申請の時期(paras. 4. 36-4. 43)

アメリカは、ブラジルが意図的に損害審査申請を遅らせたと主張したが、ブラジルはこれを否定した。

なお、インドがブラジル側を支持する意見書を提出した。

【報告要旨】

上記の各争点に関するパネルの判断は次の通りである。

(1) 付託事項の範囲(この点の判断は1991年9月18日になされた)

付託事項はパネル設置要請の文書(DS18/2)でブラジルが取り上げた争点に限定されているので、そこで言及がなかったGATT10条の問題は付託事項の範囲外である。また、その文書でブラジルはアメリカのGATT違反を主張していただけであるので、NNIの問題も付託事項の範囲外である(para. 6. 2)。

(2) 最恵国待遇原則

相殺関税の撤廃に関する規則及び手続は、GATT1条1項の「規則及び手続」である(para. 6. 8)。

アメリカは、1974年通商法331条によって、既存の相殺関税の対象となっている製品の輸出国のうち、GSPプログラムにより非課税となった製品の輸出国を優遇しているといえるかという問題について考えるに、なんらの手続もとることなく、相殺関税撤廃の効力が自動的に遡及することはGATT1条1項の「利益(advantage)」である。この「利益」は、1979年通商協定法104条(b)によれば、補助金コードの加盟国になった国には与えられず、申請を要し、かつ、損害なしと認定されても、相殺関税撤廃の効力は申請受理の日までにしか遡及しない(para. 6. 9)。

アメリカは、1979年法104条(b)のもとでは、3年間の期間のうちで、損害なしとされる

ことが期待される時点まで損害審査申請を遅らせることができるが、1974年法331条のもとでは、自動的に審査が始まってしまうので、この点では1979年法の手続の方が有利であると主張しているが、GATT1条1項は、なんらかの「利益」が差別的に与えられている場合に、それを打ち消す「不利益」があるとしても、それとのバランスで考えるということを経営者許容するものではない。そうでなければ、1条1項の義務が無条件のものであることと相容れない結果となってしまうからである。「アメリカの1930年関税法337条」についてのパネル報告(BISD 36S/345, 387)(報告書I(1991)175頁)参照(para. 6. 9)。

GATT1条1項は、製品の範疇に応じて異なる相殺関税法を適用することを妨げるものではない。同条が禁じているのは、ある国原産の製品に利益を与えているのに、他の国原産の「同種の製品」にはその利益を与えないという扱いをすることである(para. 6. 10)。

では、アメリカが本件で自動的遡及効を与えた製品とそうしなかった製品とは同種の製品であろうか。現実に1974年法331条が適用された製品と1979年法104条(b)が適用された製品とは同種の製品ではないが、ブラジルはこの具体的な適用だけを問題としているのではなく、アメリカの法律そのものが最恵国待遇原則に違反すると主張しているのである。いずれの法律が適用されるかはGATT締約国からの非課税品か補助金コード加盟国からの課税品かだけによるのであり、したがって、1974年法が自動的遡及効を与えている製品は、1979年法が自動的遡及効を否定している製品と原則として同種の製品なのである(para. 6. 12)。

次に、では、このような立法はそれ自体としてGATT1条1項に反するといえるであろうか。「アメリカのスーパーファンド法」パネル報告(BISD 24S/136, 160)(報告書I(1991)152頁)、「EECの部品ダンピング規則」パネル報告(BISD 37S/132, 198)(報告書I(1991)196頁)といった先例によれば、行政府にGATT違反の措置をとることを強制する法律は、現実にそれが適用された事例の有無に関わりなく、GATT違反となるとされている。本件のアメリカ法はいずれも行政府に措置を強制する法律であるので、適用事例の有無に関わらず、それ自体GATT違反となるというべきである(para. 6. 13)。

アメリカは様々な法律により原産国如何による非課税の扱いをしている。最も顕著な例はGSPプログラムである。関税上の優遇に加え、1974年法331条は自動的遡及効という非関税的優遇措置を与えるものであり、このようなことはGATT1条1項に違反する(para. 6. 14)。

1979年11月28日の「差別的でより優遇する取扱い、相互主義及び途上国のより完全な参加」についての決定(Enabling Clause)2項(a)は、途上国産品を優遇することを認めてい

るが、それはあくまでも関税については明文で限定されているので、上記の点を正当化するものではない(para. 6. 15)。

なお、この点に関して、「アメリカの関税手数料」パネル報告(BISD 35S/245, 290)(報告書I(1991)163頁)によれば、カリブ海諸国産の産品について関税手数料を免除することはアメリカに与えられたウェイヴァーでも上記の1979年のEnabling Clauseでも正当化されないとの主張について明確な判断をしていないが、その事件ではこの点は第三国の主張した論点であり、本件の先例となるものではない(para. 6. 16)。

以上により、アメリカがGSPプログラム対象国からの非課税品に自動的遡及効という非関税的優遇措置を与えることを認める先例はない(para. 6. 17)。

(3)その他の点

1980年1月4日(ブラジル製履物への相殺関税の生産が停止された日)への遡及という点の判断は不要である(para. 6. 18)。

また、インドの提起した暫定適用協定の不適用という論点も、先例上(BISD 35S/245, 290)、第三国のみを取り上げた論点は判断しないとされており、ここでもこの点の判断はしない(para. 6. 19)。

結論

ブラジルは、問題についての一般的な判断を求めているだけであり、締約国団への特定の勧告は求めている(para. 7. 1)。

アメリカは、1979年通商協定法104条(b)により、補助金コードの加盟国の産品に対し、1974年通商法331条によりGSPプログラムの対象国の産品に与えられている自動的遡及効という利益を与えていない。したがって、アメリカの行為はGATT1条1項に違反する。

【解説】

本件における主たる論点は、最恵国待遇原則の適用であるが、その過程で論じられている次の点が最も影響力が大きい問題であるというべきであろう。それは、現実の事件には直接表れていなくても、適用された法律がある状況の事例に適用されたならばGATT違反となるような場合、その点を根拠にそのものがGATT違反であることをGATT紛争解決手続に持ち出すことができる、とした点である。

以下では、付託事項の範囲、GATT1条1項、特にそこにおける「同種の產品」、法律の存在自体のGATT違反性の順に検討する。

(1) 付託事項の範囲

ウルグアイ・ラウンド交渉においては紛争処理手続の整備充実が検討対象の一つとされ、1989年の中間レビュー合意における「GATTの紛争処理に関する規定及び手続についての改善」決定により、それまでにまとまった改善策の一部が実施に移されている。その中には、パネル設置決定日から20日以内に紛争当事国が別段の合意をしない限り、標準的な付託事項が用いられるとの項目があり、本件においては、別段の合意がなされなかった結果、標準的な付託事項が採用されている。これは次の通りである。

「GATTの関連条文に照らして、ブラジルがDS18/2の文書により締約国団に付託した事項を調査し、締約国団が23条2項に定める勧告又は決定をする助けとなる判断をすること」

パネル報告の例として、上記に引用されている文書(本件ではDS18/2)は添付されていないので(この点は改められるべきであると考え)、正確には分からないが、本件においては、その文書ではブラジルはアメリカの措置がGATT10条に抵触すること及びGATT非抵触であってもブラジルの利益を無効化・侵害することについては全く触れていなかったようである。そのため、ブラジルが上記の争点を持ち出そうとしたことに対して、アメリカはそれは付託事項の範囲外であるとして争ったのである。

パネルは、この点について、付託事項の文言をその通り解釈し、DS18/2文書で触れられていない争点は付託事項の範囲外であると判断した。この判断は、当事国が主張しない争点は判断の対象としないという先例の考え方、すなわち、GATT紛争処理制度をGATT秩序の維持という公的目的のためのものではなく、当事国間の紛争の解決といういわば私的な紛争解決制度類似の制度を捉える考え方と軌を一にするものであるということができよう。

ちなみに、当事国が主張しない争点の判断はしないという先例としては、ECの部品ダンピング規則(L/6657)(1988年8月日本提訴、1990年5月パネル報告採択)(報告書I(1991)196頁)がある。この事件では、日本がECのダンピング迂回防止税がGATT3条2項に違反する旨主張したのに対し、ECは20条による正当化の議論は展開したものの、6条による正当化の議論はしなかったところ、パネルは3条と20条のみを検討し、6条については、ECが6条のダンピング防止税として正当化されるとの議論はしていないので(第三国であるアメリカはそう主張しているが)この点は判断しない、とあえてこの点に言及してこの点について

のパネルの姿勢を明らかにしている。

なお、本件では、もう一点これに関係する点として、第三国であるインドだけが取り上げた論点は判断しないとしており、これも先例に沿うものである(上記のECの部品ダンピング規則パネル報告参照)。ただ、それでは何のために第三国の主張を認めているのかということになる。この点、本件パネルは、第三国が自己の権利としてその取り上げられなかった論点について別途パネル設置要請をすることはできるとしているが、それは当然のことであり、上記の問題に対する回答にはなっていないように思われる。これも、結局は、紛争処理制度を当事国間の紛争解決に限定して捉える考え方の当否に帰着する問題である。

(2) GATT1条1項 — 特に「同種の產品」

(a) 「規則及び手続」

GATT1条1項の適用について、本件のアメリカの法手続が同項の「輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続」に該当することはあえて論ずるまでもなからう。

(b) 「利益、特典、特権又は免除」

問題は、「同種の產品」の間で原産国いかんによる差別をしているといえるか否かである。パネルの判断順序とは異なるが、次のように問題を整理することもできよう。

まず、仮に、ブラジルからの履物とトリニダード・トバコからの履物の間で、前者については相殺関税撤廃申請を要求し、撤廃決定がなされたときも、その効力は申請時までしか遡及しないとしながら、後者については自動的に撤廃するか否かの審査を行い、かつ、撤廃決定がなされたときは、その効力は損害要件を課すべき最初の時点にまで遡及するとしていたとすれば、どうであったであろうか。そのような場合であれば、「同種の產品」については問題ないので、議論を要するのは、第1に、そのことは一方を他方よりも優遇しているといえるか否か、すなわち、GATT1条1項の「利益、特典、特権又は免除」に該当するか否か、そして第2に、優遇であるとしても、GATT上(1979年11月28日のEnabling Clause(para. 6. 15)など参照)認められているアメリカのGSPプログラムは、関税上の優遇措置に限らず、相殺関税撤廃手続についての優遇措置までも認めるものであるか否かという問題に絞られる。

まず、第1の点については、アメリカは、他の点の不利益と合わせて考えれば(自動的な手続では損害審査申請の時期を遅らせることができないという点)、必ずしもブラジル産品に対する手続に比べて他方を優遇しているとはいえないとの議論をしているが、para. 6.

9でパネルが判断しているように、利益と不利益とを差し引きして比べるという議論は最恵国待遇原則の適用を曖昧にする危険があるというべきであろう。原産国によって異なる法律を適用するとしても、その内容を完全に一致させることはさほど困難なことともいえないので、實際上困るということもなかろう。なお、パネルは、この結論を導くに当たって、GATT1条1項の「無条件」という文言を引用しているが、むしろ。「利益、特典、特権又は免除」という文言自体から利益と不利益との差し引きという議論は排除されているとの説明の方が説得的であるように思われる。

第2の点については、para. 6. 15でパネルが判断しているように、あくまでも途上国に対する最恵国待遇に反する例外的優遇措置は関税についてに限定されるというべきであり、本件のような手続において優遇することはGATT1条1項に違反するということになる。なお、パネル報告は新規GATT加盟国としてのメキシコとの間の議論は省略しているが、新規加盟であることを理由とする最恵国待遇原則の例外は認められていないので、いうまでもなく、メキシコ産であることを理由にブラジル産よりも有利な手続を適用すればGATT1条1項違反となるというべきである。

(c)「同種の産品」

さて、上記のように整理した上で、上記の仮定を実際の本件での事情に戻すと、最後の問題が浮かび上がってくる。すなわち、本件は、同じ履物について差別的な取扱いがあった事例ではなく、ブラジルからの履物と他の国からのファスナー、鋼鉄製ワイヤー・ロッド、産業用石灰、自動車用ガラスなどとの間の差別的取扱いがあった事例なのである。問題は、GATT1条1項が「同種の産品」についての差別的取扱いを禁じていることとの関係である。

この点についてアメリカは、明らかに「同種の産品」ではないのだから、GATT1条1項違反の問題は生じないと主張した(para. 4. 9以下)。これに対してブラジルは、的確な反論を展開しているとはいえないが、この点については要するに、損害要件の主張ができないまま相殺関税を賦課された産品という点では「同種の産品」であると反論しているといえよう(para. 4. 23)。

パネルはこの点について、ブラジルの主張を、法律の抽象的な内容を比較すれば「同種の産品」の間での差別が生じ得る法制になっていることが1条1項違反になるとの主張であると理解した上で、GATT違反の判定を下している。この判断の前提には、法律の存在自体のGATT違反性という論点をクリアーする必要があるので、項を改めてこの点を検討してみ

よう。ただ、本件では、ブラジルは果たしてそのような主張までしたと読みとるか否かについては異論もあり得よう。

(3) 法律の存在自体のGATT違反性

パネルは、先例として、アメリカのスーパーファンド法上の輸入税パネル報告(BISD 34 S/136)(1986年11月カナダ提訴、1987年6月パネル報告採択)(報告書I(1991)152頁)とBECの部品ダンピング規則パネル報告(BISD 37S/132, 198)(報告書I(1991)196頁)を引用して、行政府に裁量の余地を与えず、その行為を強制する法律が存在し、その法律の内容がGATT違反であれば、実際の適用事例がなくてもGATT違反となるとの判断を踏襲している。ただ、スーパーファンドのパネル報告は、アメリカの具体的課税措置はGATT違反としたものの、GATT違反の法律そのものについては、GATT整合的に運用される余地がある法律であり、アメリカもそのように述べている点に留意して、GATTに違反するとは判断しなかった事例であり、また、ECの部品ダンピング規則のパネル報告も同様に、迂回防止税の課税自体はGATT違反としたものの、迂回防止税に関する規則自体は強制的な性格のものではないとして、GATT違反とはしなかった事例である。そのほか、タイのタバコ輸入制限及び内国税(BISD 37S/200)パネル報告(1989年2月アメリカ提訴、1990年11月パネル報告採択)でも、タイの輸入タバコに対する国内タバコよりも高率の内国課税を定めた法律は、タバコの原則輸入禁止措置(これはGATT違反とされた)により適用事例がなかったところ、同法は行政府がGATT違反行為をすることを義務づける性質のものではないから、それ自体ではGATT違反ではないとしている。また、アメリカのメキシコ産キハダマグロ輸入制限措置パネル報告(DS21/R)(1991年1月メキシコ提訴、報告書未採択)(報告書III(1993)102頁)でも、アメリカの措置はGATT違反としたものの、根拠法であるペリー修正は、GATT違反行為を行政府に命ずるものではないので、それ自体としてはGATT違反ではない、としている。

以上のように、傍論としては先例上に表れていたものの、GATT違反行為を行政府に義務づける法律の存在自体について実際にGATT違反としたのは本件が最初の事例であり、この点おおいに注目される(その後、アメリカのアルコール類関係法(DS23/R)パネル報告(1991年4月カナダ提訴、1992年6月パネル報告採択)でも、州内の生産者にのみ直接小売り店への販売を認めるイリノイ州法が実際には適用されていないとしても、行政府の適用を義務づける性質のものである以上、その法律の存在だけでGATT違反となると判断している)。

貿易に影響を与えるという点では、そのような法律の存在は現実的な脅威(chilling

effect)になると解されるので、貿易の障害をなくしてゆくというGATTの目標をより生かす方向での解釈としてこの点の判断には賛成したい。そして、この判断とGATT違反があれば利益の無効化・侵害についての反証を認めず、当然に無効化・侵害があるとの先例(上記スーパーファンドのパネル報告・報告書I(1991)152頁、160頁参照)とを結び付けると(この点については本件パネルは触れていないが)、アメリカ敗訴という結論に到達することになり、したがって、結論は妥当なものと評価できる。ただ、そうすると、現実にはそのようなことは起こらないであろうが、ブラジルのように相殺関税撤廃の遡及効の点で紛争を抱えている国ではなくても、いかなる国でもアメリカに対してGATT提訴して勝訴できるということになることをどのように考えるべきであろうか。

一つの考え方としては、やはりGATT提訴をするためには「訴えの利益」類似の訴訟要件的な要件が課されるとの議論が考えられる。しかし、利益を無効化又は侵害されたことの立証は一般に困難であり(だからこそスーパーファンドのパネル報告などでGATT違反があれば無効化・侵害があるものとみなすとの扱いが確立されたわけである)、また特に、法律の存在によるchilling effectの立証は一般以上に困難である。本案においては要求されないこのような困難な立証を本案前の審査において申立国に課するという扱いはバランスを失するとの反論が当然予想されるところである。そこで、この審査はパネル設置決定という締約国団の判断の際に行うこととし、一旦パネルの設置が認められれば、すなわち、パネルとしては、「訴えの利益」のような要件の審査はしない、という扱いが考えられる。パネル設置がコンセンサスで決定される現行の制度のもとではこのような扱いが最も収まりがよいとも考えられる。要するに、常識的に無効化・侵害のない国からのパネル設置要請は締約国団(理事会)段階で押さえてしまうというわけである。ただ、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果として予定されているパネル設置の自動化(一国でも賛成すれば、すなわち申立国が望めばパネル設置が決定されるというネガティブ・コンセンサス)が実現すると、上記のような扱いはもはやできないことになる。

以上の点については、結局はGATT紛争処理制度のあり方という基本問題の認識に関わる問題であるとの指摘にとどめ、結論は留保しておきたい。

〔その後の状況〕

1991年12月13日にパネルから報告書の提出を受けた理事会は、1992年2、3、4月にその扱いをめぐる議論したが、アメリカが採択に難色を示し、4月の理事会では6月の理事会

で再び議論することのみを決定した。そして、6月19日の理事会において、アメリカは、なお本件パネル報告は誤っていると考えるものの、GATT紛争処理制度を尊重するという意味から、この報告書の採択に反対はしないと発言した。ただ、その際、アメリカは、ブラジルが本件の産品についてアメリカの補助金コード違反を主張したが認められなかった1989年10月提出のパネル報告(SCM/94)の採択をブロックしていること(この点については【事実】参照)を指摘し、ブラジルもアメリカにならって採択に応じることを希望する旨つけ加えた。そして、さらに、アメリカが本件パネル報告に疑問を有する点を具体的に指摘した。すなわち、第一に、暫定適用協定(PPA)により、アメリカは相殺関税の対象となっている産品について損害の要件を満たす義務はないこと、第二に、パネルはアメリカの措置をGATT1条の最恵国待遇原則違反としているが、アメリカは「同種の産品」である限り、差別はしていないこと、以上の2点である。

その後、1992年9月29日の理事会において、ブラジルは、アメリカがなおGATT上認められないとされた関税の支払いを請求しており、さらに、それに加えて1ヶ月100万ドルを超える遅延利息の支払いも求めていることを指摘し、早急にアメリカが理事会決定通り国内措置を改めるべきことを主張し、理事会はこれをテイク・ノートした。

【参考文献】

なし。

(道垣内 正人)